資料３

次　期　総　合　計　画

（基本計画１～３素案）

令和３年１０月現在

広　陵　町

次期総合計画（基本計画素案）
目　　次

第４章　基本計画 １
　１　重点プロジェクト（第２次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略） １
　２　施策の体系 ２
　３　分野別計画 ３
　【基本目標１】自然と人が調和したまち ５
　　施策１－１　公園の保全と緑化の推進 ５
　　施策１－２　環境保全の推進 ８
　　施策１－３　環境衛生の充実 １１
　【基本目標２】生活基盤が充実したまち １５
　　施策２－１　地域特性を活かしたまちづくりの推進 １５
　　施策２－２　良好な住環境の保全・形成 １８
　　施策２－３　上・下水道の強靭化の推進 ２１
　　施策２－４　道路・公共交通の充実 ２４
　【基本目標３】次世代を担う子どもが輝けるまち ２７
　　施策３－１　子育て支援の充実 ２７
　　施策３－２　青少年の健全育成 ３１
　　施策３－３　学校教育の充実 ３４

第４章　基本計画

１　重点プロジェクト（第２次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第２次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。

＜広陵町総合戦略部会で検討＞

２　施策の体系

前期基本計画では、「１　自然と人が調和したまち」から「６　地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた６つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置づけた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。

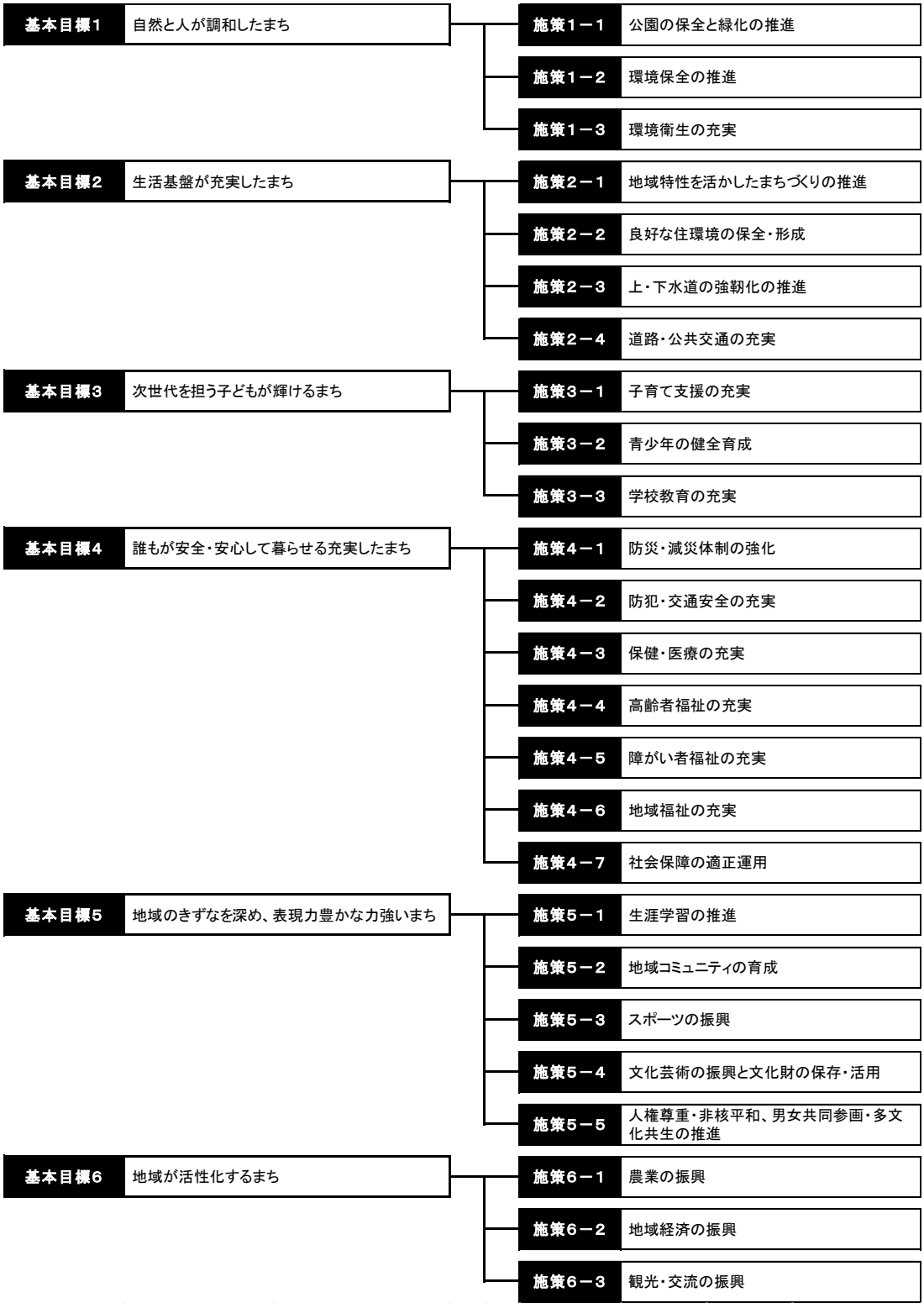

３　分野別計画

＜ページの構成と見方＞

施策１－１　公園の保全と緑化の推進

【SDGs】
　令和 12(2030)年までの国際目標である SDGs の 17 の目標と施策の関係性を示しています。

【施策の目的及び体系】
　当該施策の狙いが住民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現を目指すまちの姿と、配下の展開方向(取組みの方向性)を示しています。

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

　地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、うるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。

施策１－１	公園の保全と緑化の推進	
		展開方向１　公園・緑地の適正な維持管理の推進
		展開方向２　町ぐるみによる緑化の推進

【まちの状態を表す指標】
　計画策定後、「施策の目的(目指すまちの姿)」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。
　「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町民一人あたりの公園面積(町管理の都市公園及び緑地)	㎡	都市整備課資料	16.2 ㎡（令和３年８月31 日現在）	↑
日常的に公園を利用する人	人	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

【現状と主要課題】
　施策に係る社会動向、これまでの取組みや成果等を踏まえた現状と主要課題を示しています。

◆現状と主要課題

【公　園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園は、平成 31（2019）年３月 31 日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計 28 施設、57.16ha が整備済みとなっており、人口１人当たりの面積は、近隣 10 市町の中では大きい方から２番目の高い水準にあります。

＜省略＞

【施策の展開方向】
施策の目的を実現するための骨格となる取組みの方向性を示しています。

◆施策の展開方向

【展開方向１】公園・緑地の適正な維持管理の推進

【目標】
施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

＜目標＞

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

【手段】
施策の目標を実現するための主要な手段(取組み)を示しています。

＜手段＞

○馬見丘陵や葛城川など本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

＜省略＞

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】
展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを客観的に測定するための「指標名」、4年後に向けて「目指す方向」などを示しています。
「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示して表しています。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公園・緑地の維持管理に起因する事故件数	件	町が所管する公園・緑地の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 （令和2年度）	→
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C：全体的に劣化が進行している施設 ランク D：全体的に劣化が顕著な施設	ランク C：130 ランク D： 32 （平成 27 年 3月 31 日現在）	↓

【基本目標１】自然と人が調和したまち

施策１－１　公園の保全と緑化の推進

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、うるおい豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。

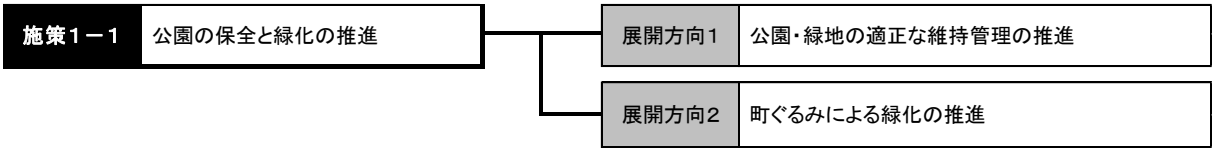

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町民一人あたりの公園面積（町管理の都市公園及び緑地）	㎡	都市整備課資料	16.2 ㎡（令和３年８月31 日現在）	↑
日常的に公園を利用する人	人	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

◆現状と主要課題

【公　園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園[1]は、平成 31（2019）年３月 31 日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計 28 施設、57.16ha が整備済みとなっており、人口１人当たりの面積は、近隣 10 市町[2]の中では大きい方から２番目の高い水準にあります。

---

[1] 都市計画法第 11 条第２号に定める都市施設として、都市計画決定された公園のうち、供用済みであるもの。

[2] 本町以外の９市町は、大和高田市、橿原市、香芝市、葛城市、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、河合町。

○町所管の都市計画公園は、真美ケ丘地区の土地区画整理事業等に合わせ、同時期に整備されたものが多く、27 施設のうち設置後 30 年以上経過している公園が 24 施設で全体の約９割を占めており、近年、遊具等の老朽化が一斉に進行しています。

○今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存の公園では、老朽化がさらに進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

【緑　地】

○町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が多く残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されているほか、町内には葛城川をはじめとする多くの河川が流れ、地域住民の憩いの場として親しまれています。令和２（2020）年度に実施した住民アンケート調査の中でまちの魅力を質問したところ、「自然環境が豊かである」の回答率が 64.8%で突出しています。

○まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や水辺環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】公園・緑地の適正な維持管理の推進

＜目標＞

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

＜手段＞

○馬見丘陵や葛城川など本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

○遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。

○既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公園・緑地の維持管理に起因する事故件数	件	町が所管する公園・緑地の維持管理上の瑕疵による損害賠償件数	0 （令和2年度）	→
既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数	施設	公園長寿命化修繕計画 ランク C:全体的に劣化が進行している施設 ランク D:全体的に劣化が顕著な施設	ランク C:130 ランク D: 32 （平成 27 年 3月 31 日現在）	↓

【展開方向２】町ぐるみによる緑化の推進

＜目標＞

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

＜手段＞

○花いっぱい運動、生け垣用の苗木及び新築時の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。

○緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
花いっぱい運動の補助実績件数	件	大字・自治会等が草花の種子、球根及び園芸資材等の購入した場合の補助金の交付件数	15 （令和2年度）	↑
緑化に関する活動団体数	団体	花いっぱい運動等、町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数	10 （令和2年度）	↑

施策１－２　環境保全の推進

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちを目指すとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会[3]の実現を目指します。

施策１－２	環境保全の推進

展開方向１	環境保全・美化活動の推進
展開方向２	地球温暖化対策の推進

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公害苦情件数	件	環境対策課資料	３ （令和2年度）	↓
町の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO_2	環境対策課資料	9,410 （平成 29 年度）	↓

◆現状と主要課題

【環境保全・環境美化】

○これまで本町では、良好な生活環境の保全・形成を図るため、町ぐるみによる環境保全・美化活動の重要性などに対する住民の意識啓発や広報活動、クリーンキャンペーンに取り組んできましたが、依然として道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄が絶えない状況にあります。

○地域住民がより快適で住みやすいまちをつくるためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組みを強化するとともに、住民が主体となった環境保全・美化活動を促進する必要があります。

[3] 地球温暖化の大きな原因とされている温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

【地球温暖化対策】

○令和２（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに温室効果ガスの総排出量をゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言が出されました。

○本町では、平成31（2019）年２月に改定した「広陵町地球温暖化対策実行計画」において、行政の事務・事業による温室効果ガス総排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で78.9％（8,279ｔ-CO_2/年）削減することを目標に掲げていますが、平成25（2013）から29（2017）年度までの４年間における削減量は10.4％（1,087t-CO_2/年）にとどまっています。

○温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。

○平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

◆施策の展開方向

【展開方向１】環境保全・美化活動の推進

＜目標＞

広陵らしいうるおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

＜手段＞

○「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。

○国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町主催のクリーンキャンペーンへの参加者数	人	環境対策課資料	7,500 （令和元年度）	↑

【展開方向２】地球温暖化対策の推進

＜目標＞

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

＜手段＞

○町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。

○住宅の ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）[4]化や自動車のＥＶ（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けた取組みの導入検討及び実践を推進します。

○国の動向と歩調を合わせて 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の事務･事業による温室効果ガスの排出量	t-CO_2	環境対策課資料	9,410（平成 29 年度）	↓

[4] 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の１次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

施策１－３　環境衛生の充実

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会[5]の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちを目指します。

施策１－３	環境衛生の充実
展開方向１	ごみの減量化・資源化の推進
展開方向２	し尿収集・処理体制の確保
展開方向３	町営墓地・斎場の適正管理

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ごみの年間総排出量	t	クリーンセンター業務課資料	9,946 （令和2年度）	↓
し尿等要処理人口	人	環境対策課資料	浄化槽 1,476 汲み取り 850 （令和2年度）	↓

◆現状と主要課題

【ごみ処理】

○近年、本町のごみ搬入量は平成 27（2015）年度の 10,094ｔに対し、令和２（2020）年度では 9,946ｔ、また、住民１人１日当たりのごみ排出量は平成 27（2015）年度の 790ｇに対し、令和２（2020）年度では 779ｇといずれも概ね横ばい傾向で推移しています。

○現在、ごみ処理及びリサイクルは、町東部に立地する「クリーンセンター広陵」において実施していますが、令和４（2022）年度以降は地元及び周辺大字との協定により操業停止となり、令和７（2025）年度からは本町を含めた県内 10 市町村で構成されたごみ処

[5] 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立した山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設において実施予定となっています。

○これまで本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換・定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce（発生・排出抑制)」、使えるものは繰り返して使う「Reuse（再利用)」、ごみを資源化して再び使う「Recycle（再生利用)」からなる「３Ｒ」の普及拡大に取り組んできました。

○将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、今後は３Ｒにごみになる物は発生源から絶つ「Refuse（買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど)」を加えた「４Ｒ」の普及拡大に努め、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

【し尿・排水処理】

○現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿・生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出しています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

○河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進するとともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

【町営墓地・斎場】

○近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方の増加傾向が続いている一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓地の需要は高まっていくと予想されることから、今後は墓地の継承や無縁化等の課題への対応を検討する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】ごみの減量化・資源化の推進

＜目標＞

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に４Ｒ運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

＜手段＞

○ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。

○事業者に対し、排出事業者責任[6]や拡大生産者責任[7]の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組みを促進します。

---

[6] **廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の１つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。**

○山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更[8]が円滑に行われるよう、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるように努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
1人1日家庭系ごみ排出量	g	クリーンセンター業務課資料	644 （令和2年度）	↓
1日平均事業系ごみ排出量	t	クリーンセンター業務課資料	4.4 （令和2年度）	↓

【展開方向２】し尿収集・処理体制の確保

＜目標＞

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、子どもが安心して遊べる水辺環境をつくります。

＜手段＞

○チラシ等の配布やホームページの活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。

○公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようＰＲ活動を行います。

○浄化槽の適正な維持管理の必要性について啓発を行い、定期的な保守点検・清掃の実施、法定点検の受検率の向上を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水洗化・生活雑排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100	94.4 （令和２年度）	↑

[7] 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというもの。

[8] 新ごみ処理施設が稼働する令和７（2025）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するように変更する予定。
また、現在ペットボトル、カン、ビン等はステーション収集をしているが、高齢者のみの世帯も増加していることから個別収集に切り替えることも検討している。

【展開方向３】町営墓地・斎場の適正管理

＜目標＞

町営墓地の無縁化防止に努め、循環利用を促進します。

＜手段＞

○無縁化が疑われる墓地の整理と、あらかじめ合葬墓へ改葬することや使用期限を設けるなどの無縁化防止策の導入を検討し、循環利用の促進を図ります。

○住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
無縁化が疑われる墓地数	区画	町営墓地における利用許可取消及び利用権消滅の対象となる墓地数	0 （令和2年度）	→

【基本目標２】生活基盤が充実したまち

施策２－１　地域特性を活かしたまちづくりの推進

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

町内外から多くの人や物が行き交い、交流を深める地域として、活気とにぎわいあふれる市街地が形成されたまちを目指します。

施策2－1	地域特性を活かしたまちづくりの推進	展開方向1	計画的かつ秩序ある土地利用の誘導
		展開方向2	既存の市街地等における都市機能の充実

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
DID地区[9]の面積及び人口密度	㎢ 人／㎢	国勢調査	3.40 6,221 （平成 27 年 10 月１日現在）	→

◆現状と主要課題

【土地利用・市街地】

○令和２（2020）年３月 31 日現在、町域の約３割にあたる 460ha が既に市街化が形成されている区域及び 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約７割にあたる 1,170ha が市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。

○本町は、都市計画法第 34 条第 11 号の規定[10]に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められています。平成 27（2015）年度から令和２（2020）年度の木造・非木造家屋の新築棟数は約 1,200 棟、同期間内における市街化調整区域内の開発申請の区画数は約 750 区画あり、新たな住宅立地の約６割超が市街化調整区域内において行われています。

---

[9] 原則として人口密度が１㎢当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域のこと。

[10] 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗等が立地可能となる区域。

○一方、市街化区域のうち、旧来からの商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。

○今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地では、低密度化による行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。

○将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進する必要があります。

【景　観】

○本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値をさらに高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

＜目標＞

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

＜手段＞

○市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープラン[11]の改定や立地適正化計画[12]の策定に取り組みます。

○市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく規定の見直しを検討します。

○良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進するとともに、地区計画[13]等を活用し、各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図ります。

---

[11] 都市計画法第 18 条の２に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

[12] 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている計画。

[13] 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制度を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
市街化区域内の低未利用地の面積	ha	用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等	7.3 （令和3年3月31日現在）	↓

【展開方向２】既存の市街地等における都市機能の充実

＜目標＞

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

＜手段＞

○市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。

○民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。

○箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。

○町北部の箸尾準工業地域において、町が主体となったインフラ整備等により、新規企業の立地環境を整えます。

○竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
箸尾準工業地域の新規企業の立地件数	件	企画政策課資料	－	↑
真美ヶ丘地域の人口密度	人／ha	住民基本台帳人口	69.1 （令和2年 3 月 31 日現在）	→

施策２－２　良好な住環境の保全・形成

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民が町への愛着、シビックプライド[14]を持ち、安心してより長く住みたいと思えるまちを目指します。

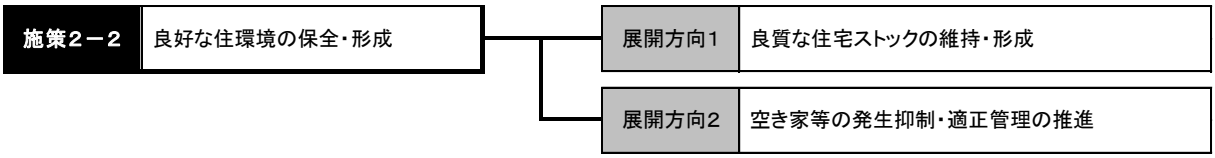

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合	%	住民アンケート調査	72.9（令和2年度）	↑
町外からの転入者数	人	住民基本台帳人口	1,018（令和2年度）	↑

◆現状と主要課題

○平成 30（2018）年 10 月 1 日現在、専用住宅（居住専用の住宅）の総数 1 万 1,200 戸のうち、所有関係別では持ち家が 9,800 戸（構成比 87.5%）で突出しています。また、建て方別では、一戸建が 9,680 戸で全体の 86.4%を占めています。

○建築の時期別では、平成３（1991）年から平成 12（2000）年が 2,430 戸（構成比 21.7%）で最も多く、次いで昭和 56（1981）年から平成２（1990）年の 2,410 戸（21.5%）の順であり、みささぎ台ニュータウン（昭和 62（1987）年竣工）や真美ヶ丘団地（平成２（1990）年３月竣工）の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見てとれます。

○今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、さまざまな世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

[14] まちに対する住民の誇りを指す言葉。

○近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空家が増加傾向[15]にあります。これらの空家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。

○本町が平成 28（2016）年度に実施した空家等[16]実態把握調査によると、町内は「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」といった築年数が古い建物が多い小学校区エリアと、「真美ケ丘第一小学校区」、「真美ケ丘第二小学校区」といった比較的新しい建物が多い小学校区エリアに大別され、古い建物が多い小学校区エリアでは空家等の問題が顕在化しています。

○今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空家等のさらなる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空家等の発生を抑制するための取組みを強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】良質な住宅ストック[17]の維持・形成

＜目標＞

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

＜手段＞

○民間の不動産業者との連携・協働のもと、さまざまな世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住替えなどの支援に取り組みます。

○耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組みを促進します。

○高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、町営住宅の長寿命化対策を計画的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.8 （令和3年3月31日現在）	↑

[15] 総務省の「平成 30 年住宅・土地統計調査」によると、平成 30（2018）年 10 月１日現在、総住宅数に占める空家の割合(空き家率)は 13.6%であり、過去最高を記録している。

[16] 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

[17] 存在する既存住宅の数。

【展開方向２】空家等の発生抑制・適正管理の推進

＜目標＞

新たな空家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

＜手段＞

○空家等の利活用に関する情報提供・相談体制や、空家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。

○自治会、ＮＰＯ、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空家等の見守り、管理体制の構築を推進します。

○空家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実を図ります。

○空家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
空き屋コンシェルジュへの相談件数	件	環境対策課資料	34 （令和2年度）	↑
危険度総合評価がランク A・B の空家等の数	件	ランク A:このまま放置するのは望ましくない施設 ランク B:できるだけ早く対応を行うべき施設	ランク A: 2 ランク B:11 （平成 28 年度）	↓

施策２－３　上・下水道の強靭化の推進

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民・事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川・水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちを目指します。

施策２－３	上・下水道の強靭化の推進	展開方向１	健全で持続可能な事業運営の推進
		展開方向２	既存施設の適正な維持管理の推進

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道施設のうち基幹管路の事故件数	件	上下水道施設課資料	2 （令和2年度）	↓
下水道の人口普及率	%	下水道利用人口÷総人口×100	98.5 （令和3年3月31日現在）	↑

◆現状と主要課題

【上水道】

○本町の水道事業は、昭和 32（1957）年４月１日に供用を開始し、その後、住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、既に整備率は 100%に達しており、現在は主として真美ヶ丘配水場や大野配水池、総延長約 241km の配水管の維持管理を行っています。

○水道事業は、地方公営企業法に定められた公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町水道事業経営比較分析表[18]」によると、本町の水道事業は、経常収支比率[19]、流動比率[20]ともに 100%を超え、経営は健全といえますが、料金回収率[21]が 100%を下回っており、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われている状況にあります。

---

[18] 公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業等の比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として毎年度公表している。

[19] 「経常収益÷経常費用×100」であり、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の

○今後、水道施設の老朽化の進展による配水管の更新費用の増大及び給水人口の減少等による水道収益の悪化が懸念されている中、奈良県は水道事業におけるさまざまな課題を抜本手的に解決するためには、個々の事業体が単独で対応するには限界があるという認識に立ち、令和７（2025）年度を目標に県域水道の一体化を目指すとしています。
○将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和２（2020）年３月31日時点で法定耐用年数の40年を経過している延長が64.5km、全体の26.5%を占めている配水管について、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

【下水道】

○本町の下水道事業は、昭和 59（1984）年４月 20 日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和３（2021）年３月 31 日現在、下水道の人口普及率は 98.5%に達しています。
○下水道事業は、平成 29（2017）年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は 100%を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率[22]が 100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。
○令和２（2020）年 11 月現在、下水道には法定耐用年数を経過した管渠は存在していないものの、今後は法定耐用年数を迎える管渠が増加すると見込まれることから、水道事業と同様に、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】健全で持続可能な事業運営の推進

＜目標＞

水道事業及び下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

＜手段＞

○水道事業について、事務の効率化や経費の削減に向けた取組みを推進します。
○令和７（2025）年度の県域水道一体化に向け、県や近隣市町村との広域化を前提とした既存施設の有効利用を図ります。
○下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進するとともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。
[20] 「流動資産÷流動負債×100」であり、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
[21] 「供給単価÷給水原価×100」であり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価することが可能。
[22] 「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道料金の回収率	%	料金収益÷水道水供給費×100	60.8 （令和2年度）	↑
水道事業の経常収支比率	%	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賄っている割合	85.1 （令和2年度）	↑
下水道使用料の回収率	%	使用料収益÷汚水処理費×100	92.1 （令和2年度）	↑
下水道事業の経常収支比率	%	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で､維持管理費や支払利息等の費用を賄っている割合	105.8 （令和2年度）	↑

【展開方向２】既存施設の適正な維持管理の推進

＜目標＞

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の水道及び下水道施設の適正な維持管理を推進します。

＜手段＞

○老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、配水管及び管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。

○老朽化した配水管・管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
水道配水管の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた配水管延長÷町全体の配水管延長×100	26.4 （令和3年3月31日現在）	↓
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	11.3 （令和3年3月31日現在）	↑
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 （令和3年3月31日現在）	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 （令和2年度）	↑

施策２－４　道路・公共交通の充実

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちを目指します。

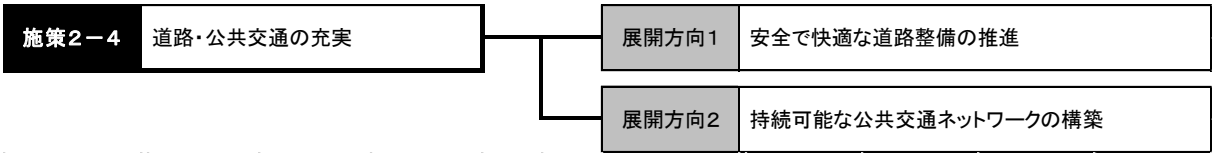

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
歩行者の交通事故件数	件	安全安心課資料	7 （令和元年度）	↓
日常的に公共交通機関を利用する人の割合	%	住民アンケート調査	令和４年度以降に把握	↑
高齢者（65 歳以上）の運転免許自主返納者支援事業申請者数（３年間の累計）	人	安全安心課資料	157 （平成 30 から令和2年度）	↑

◆現状と主要課題

【道　路】

○令和２（2020）年３月 31 日、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長 23.79km、このうち改良済み延長は 14.67km、改良率は 61.7%であり、改良率は本町を含めた比較対象 10 市町の中で高い方から２番目に位置しています。

○また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の３分の２以上又は４車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は 6.85km であり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は 21.52km、整備率は 90.5%であり、整備率は比較対象 10 市町の中で最も高くなっています。

○住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和３年４月１日現在、総延長 208km のうち、42.3%にあたる 88km が幅員 4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。

○まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、町道は限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

【公共交通】

○公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線箸尾駅、近隣市に近鉄高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。

○今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】安全で快適な道路整備の推進

＜目標＞

歩行者と自転車と自動車が共存し、誰もがより安全で快適に移動できるみちづくりを推進します。

＜手段＞

○住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の１つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備を推進します。

○生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。

○老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。

○バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
都市計画道路の整備率	%	整備済み延長÷計画延長×100	90.5 （令和2年3月31日現在）	↑
町が管理する道路施設に起因する事故件数	件	道路管理の瑕疵による損害賠償の件数	0 （令和2年度）	→

【展開方向２】持続可能な公共交通ネットワークの構築

＜目標＞

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

＜手段＞

○公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
○全ての輸送手段を総動員し、さまざまな住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
○交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
○民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
広陵元気号の1日平均利用者数	人	運行事業者による実態調査	84 人/日 （令和２年度）	↑
路線バスによる鉄道駅（五位堂駅、大和高田駅）までの平日の運行便数	本/日	奈良バスなび WEB	188 本/日 （平日） （令和3年6月）	→

【基本目標３】次世代を担う子どもが輝けるまち

施策３－１　子育て支援の充実

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちを目指します。

施策３－１	子育て支援の充実
展開方向１	子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの推進
展開方向２	子どもの育ちを支援する環境づくりの推進
展開方向３	子どもを守る環境づくりの推進

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	―	１人女性が生涯に出産する子どもの数の平均	1.45（平成 25 から平成 29 年の５か年平均）	↑
2号認定子ども数	人	満３歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	715（令和3年８月１日現在）	↑
3号認定子ども数	人	満３歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	286（令和3年８月１日現在）	↑
虐待相談児童数	人	こども課資料	67（令和3年８月１日現在）	↓

◆現状と主要課題

○近年、本町の合計特殊出生率は、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年の 1.26（５か年平均）に対し、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年の 1.45 に上昇し、後者は県内 39 市町村の中で高い方から６番目の上位に位置しています。

○平成 27（2015）年以降、就学前児童人口は増減を繰り返しながら 1,900 人から 1,930 人前後で推移している一方、認可保育所への入所児童数は、平成 31（2019）年１月 31 日現在では 917 人に上り、平成 26（2014）年の 829 人と比べて 88 人増加しています。

○令和３（2021）年４月１日現在、待機児童は発生していないものの、認可保育所の定員 817 人に対する実際の受入れ数は 877 人と、定員を超える弾力的な受入れを行っており、保護者が希望する保育施設に入所できない、年度途中の受入れが困難となっているなど、潜在的な待機児童の存在が否定できない状況にあります。また、保育士や幼稚園教諭及び放課後子ども育成教室[23]指導員といった人材面の確保も大きな課題となっています。

○令和２（2020）年３月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画[24]（計画期間：令和２（2020）から６（2024）年度)」に先立って小学校就学前の保護者及び小学生児童の保護者を対象に実施したアンケート調査によると、子育てに不安や負担を感じている方がどちらも約６割を占め、その理由として、小学校就学前の保護者では「仕事と家事・子育ての両立」が54.5%で最も高くなっています。

○本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後さらに多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】子育てと仕事の両立を支える環境づくりの推進

＜目標＞

保護者の働き方の多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

＜手段＞

○すべての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。

○病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

---

[23] 昼間、保護者が労働等により、家庭にいるいないを問わず、町内小学校に在籍する小学校１年生から６年生の児童に対して安全、・安心な活動拠点づくりと、学ぶ意欲がある児童に学習の機会を提供。

[24] 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、５年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施期間」などを記載した計画。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認可保育所の待機児童数	人	こども課資料	0 （令和3年4月1日現在）	→
病児・病後児保育の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 （令和3年4月1日現在）	→
一時預かり事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	13 （令和3年4月1日現在）	↑

【展開方向２】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

＜目標＞

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

＜手段＞

○妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援をきめ細やかに推進します。

○子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や情報の提供の充実を図ります。

○「広陵町幼保一体化総合計画[25]」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園[26]化を段階的に推進します。

○小学校に在籍する１年生から６年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安全・安心な活動拠点（居場所）を提供します。

○子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定こども園の整備箇所数	箇所	こども課資料	1 （令和3年4月1日現在）	↑
放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	609 （令和3年4月1日現在）	↑
地域子育て支援拠点箇所数	箇所	こども課資料	3 （令和3年4月1日現在）	↑

[25] 平成 28（2016）年３月に策定。

[26] 就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【展開方向３】子どもを守る環境づくりの推進

＜目標＞

発達に障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

＜手段＞

○子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。

○発達に障がいをもち、支援を必要とする子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする園児数	人	こども課資料	42 （令和3年4月1日現在）	→
児童虐待防止の啓発回数	回	こども課資料	2 （令和2年度）	↑

施策３－２　青少年の健全育成

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもが、強い自覚と自信を持って明るく健やかに成長していけるまちを目指します。

施策３－２	青少年の健全育成	展開方向１	健全な社会環境づくりの推進
		展開方向２	家庭の教育力の向上

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
今住んでいる地域の行事に参加している町内の小学生･中学生の割合	%	全国学力･学習状況調査	67．0（令和元年度）	↑

◆現状と主要課題

○近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者がさまざまな体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

○これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。
特に、毎月第３金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡視指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人が関わり、地域の全体での見守りとする必要があります。

○次代のまちづくりを担う子ども・若者たちが自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中でさまざまな体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。

○全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力の高めることができるよう、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】青少年のための健全な社会環境づくりの推進

＜目標＞

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

＜手段＞

○子ども・若者が地域社会の中でさまざまな活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。

○地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。

○思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るための学習機会を提供します。

○地域活動を通じて、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者の地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公民館の講座等を利用している子ども・若者の割合	%	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↑
人の役に立つ人間になりたいと思う小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	95．5（令和元年度）	↑

【展開方向２】家庭の教育力の向上

＜目標＞

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

＜手段＞

○ＰＴＡ等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。

○地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

○家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して、個々の状況に応じた支援に取り組みます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
家庭教育学級（講座）への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	225 （令和元年度）	↑

施策３－３　学校教育の充実

◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちを目指します。

施策３－３	学校教育の充実	展開方向１	「生きる力」を育む教育活動の推進
		展開方向２	学校施設・設備の充実

◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	町内の小学校に通学する児童に対するアンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	町内の中学校に通学する生徒に対するアンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
学校内での事故件数	件	教育総務課資料	193（令和2年度）	↓

◆現状と主要課題

○令和２（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領[27]では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメント[28]の充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指すとしています。

[27] 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。
[28] 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

○本町では、平成 29（2017）年３月、町が目指すべき教育の理念を示すものであり、これに基づき教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の取組方針を定めた「広陵町教育大綱」を策定しています。同大綱では、「自ら学び 心豊かに 逞しく生きる子どもの育成を目指す広陵町」、「学力の向上と自尊感情・規範意識の醸成を図る広陵町」などを基本理念の柱に掲げています。

○グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。

○地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）[29]を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。

○令和３（2021）年５月１日現在、町内には小学校５校、中学校２校の計７校が立地していますが、これらのうち６校は築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに 12 から 18 学級）は満たしている状況にあります。

○今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】「生きる力」を育む教育活動の推進

＜目標＞

児童・生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

＜手段＞

○就学前から義務教育９年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。

○ＩＣＴを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。

○児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。

○児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結びつくよう、魅力ある授業づくりを推進します。

---

[29] **学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組み。**

○学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。
○家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
○多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
○コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
○不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期解決を推進するため、家庭や関係機関との連携・協働のもと、学校内における相談・指導体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う。」より	小学校：70.2 中学校：74.6 （令和元年度）	↑
不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校：0.8 中学校：3.8 （令和2年度）	↓
いじめの解消率	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校：81 中学校：83 （令和2年度）	↑

【展開方向２】安全・安心で快適な教育環境の整備

＜目標＞

児童・生徒がより安全・安心で快適な環境のもとで、充実した学校生活を送ることができるよう教育環境の整備を推進します。

＜手段＞

○各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組みます。
○学校、保護者、道路管理者、警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
○トイレの洋式化や老朽化の度合いに応じた施設・設備の改修、更新等を計画的に推進します。
○高速大容量の通信ネットワークや校務用情報端末など、ＩＣＴを活用した教育環境の整備を推進します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
学校施設・設備の維持管理上の不備による児童・生徒の事故件数	件	教育総務課資料	0 （令和2年度）	→
校務用コンピュータ1台当たりの教員数	人	教育総務課資料	2.73 （令和3年度）	↓